

裁判所法等の一部を改正する法律新旧対照条文

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

<p>新</p>	<p>第五十七条（裁判所調査官）（略）                  裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、<u>知的財産又は租税に関する事件に限る。</u>）の審理及び裁判に關して必要な調査その他の法律において定める事務をつかさどる。</p>
<p>旧</p>	<p>第五十七条（裁判所調査官）（同上）                  裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、<u>工業所有権又は租税に関する事件に限る。</u>）の審理及び裁判に關して必要な調査を掌る。</p>

新	旧
<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 第四章（略）</p> <p>第五章 訴訟手続</p> <p>第一節 訴訟の審理等（第八十七条 第九十二条）</p> <p>第二節 専門委員等</p> <p>第一款 専門委員（第九十二条の二 第九十二条の七）</p> <p>第二款 知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務等（第九十二条の八・第九十二条の九）</p> <p>第三節 第六節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第二編 第八編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二節 専門委員等</p> <p>第一款 専門委員</p> <p>第九十二条の二 第九十二条の七（略）</p> <p>第二款 知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務等</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 第四章（同上）</p> <p>第五章 訴訟手続</p> <p>第一節 訴訟の審理等（第八十七条 第九十二条）</p> <p>第二節 専門委員（第九十二条の二 第九十二条の七）</p> <p>第三節 第六節（同上）</p> <p>第六章（同上）</p> <p>第二編 第八編（同上）</p> <p>附則</p> <p>第二節 専門委員</p> <p>（新設）</p> <p>第九十二条の二 第九十二条の七（同上）</p> <p>（新設）</p>

(知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務)

第九十二条の八 裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産に関する事件の審理及び裁判に関して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。

一 次に掲げる期日又は手続において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すこと。

イ 口頭弁論又は審尋の期日

ロ 争点又は証拠の整理を行うための手続

ハ 文書の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するた  
めの手続

ニ 争点又は証拠の整理に係る事項その他訴訟手続の進行に関し必  
要な事項についての協議を行うための手続

二 証拠調べの期日において、証人、当事者本人又は鑑定人に対し直  
接に問いを発すること。

三 和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をするこ  
と。

四 裁判官に対し、事件につき意見を述べること。

(知的財産に関する事件における裁判所調査官の除斥及び忌避)

第九十二条の九 第二十三条から第二十五条までの規定は、前条の事務  
を行う裁判所調査官について準用する。

2 前条の事務を行う裁判所調査官について除斥又は忌避の申立てがあ  
ったときは、その裁判所調査官は、その申立てについての決定が確定  
するまでその申立てがあった事件に関与することができない。

(新設)

(新設)



民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

別表第一（第三条、第四条関係）	新	
	項	五百円
一〇一六（略）	上欄	一七イ二（略） ホ 破産法第三百六十六条ノ二 第一項の規定による免責の申 立て若しくは同法第三百六十 七条第一項の規定による復権 の申立て、民事再生法第四百 十八条第一項の規定による担 保権消滅の許可の申立て、行 政事件訴訟法の規定による執 行停止決定の取消しの申立て 、労働組合法（昭和二十四年 法律第七十四号）第二十七 条第八項の規定による申立て 、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律 第十六条第三項若しくは第十 七条第一項の規定による申立
	下欄	
別表第一（第三条、第四条関係）	旧	
	項	五百円
一〇一六（同上）	上欄	一七イ二（同上） ホ 破産法第三百六十六条ノ二 第一項の規定による免責の申 立て若しくは同法第三百六十 七条第一項の規定による復権 の申立て、民事再生法第四百 十八条第一項の規定による担 保権消滅の許可の申立て、行 政事件訴訟法の規定による執 行停止決定の取消しの申立て 、労働組合法（昭和二十四年 法律第七十四号）第二十七 条第八項の規定による申立て 、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律 第十六条第三項若しくは第十 七条第一項の規定による申立
	下欄	

一八・一九（略）	<p>て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、家事審判法第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百五条の四第一項若しくは第二百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四十四条の六第一項若しくは第一百四十四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項の規定による申立て</p>
----------	--

一八・一九（同上）	<p>て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、家事審判法第十五条の六の規定による申立て又は人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て</p>
-----------	---

(略)

(上回)

新	旧
<p>(出願公開の効果等) 第六十五条 1～4 (略)</p> <p>5 第一条、第四百条から第四百五条の二まで、第四百五条の四から第五十五条の七まで及び第六十八条第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替へるものとする。</p> <p>(特許権者等の権利行使の制限) 第四百条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。</p> <p>2 前項の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができぬ。</p> <p>(書類の提出等)</p>	<p>(出願公開の効果等) 第六十五条 1～4 (同上)</p> <p>5 第一条及び第四百条から第四百五条の二まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替へるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(書類の提出等)</p>



第百五条 1・2 (略)

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(秘密保持命令)

第百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)

( ) について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第百五条第三項の規定により開示された書類又は第

第百五条 1・2 (同上)

(新設)

3 前二項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(新設)

百五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に  
当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外のもので使用され、  
又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく  
当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するた  
め当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立て  
は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を  
受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が  
された時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をする  
ことができる。

（秘密保持命令の取消し）

第百五条の五 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受け  
た者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場  
合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に  
規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、  
秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、  
その決定書とその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。  
い。

（新設）

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第五五条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の請求を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の請求を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(新設)

(当事者尋問等の公開停止)

第百五条の七 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき特許権又は専用実施権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行つことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であるとき認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

(新設)

<p>(訴訟との関係)</p> <p>第六十八條 1～4 (略)</p> <p>5 裁判所は、前項の規定によりその特許権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第四百四條の三第一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。</p> <p>6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。</p> <p>(証明等の請求)</p> <p>第八十六條 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(秘密保持命令違反の罪)</p> <p>第二百條の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p>	
<p>(訴訟との関係)</p> <p>第六十八條 1～4 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(証明等の請求)</p> <p>第八十六條 (同上)</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記載された旨の申出があつたもの</p> <p>四・五 (同上)</p> <p>2～4 (同上)</p> <p>(新設)</p>	

<p>(両罰規定) 第二百一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九十七条、第九十八条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>2  前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。</p>	<p>(両罰規定) 第二百一条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 第九十七条又は第九十八条 一億円以下の罰金刑</p> <p>(新設)</p>
---	--

新	旧
<p>(特許法の準用)</p> <p>第三十条 特許法第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。</p> <p>(訴訟との関係)</p> <p>第四十条 1～4 (略)</p> <p>5 裁判所は、前項の規定によりその実用新案権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第三十条において準用する特許法第百四条の三第一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。</p> <p>6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>(特許法の準用)</p> <p>第三十条 特許法第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。</p> <p>(訴訟との関係)</p> <p>第四十条 1～4 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>第四十条の二 前条第二項に規定するもののほか、実用新案権の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、被告又は債務者が当該実用新案権について実用新案</p>

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第七十三条（再審の請求期間）、第七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）並びに第七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「第三十一条第一項、第三十一条の二第一項本文」とあるのは、「実用新案法第三十八条第一項、第三十八条の二第一項本文」と、「第三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは、「第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「第六十八条」とあるのは、「同法第四十条」と読み替えるものとする。

2 (略)

(秘密保持命令違反の罪)

第六十条の二 第三十条において準用する特許法第五十条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(両罰規定)

登録無効審判の請求がされていることを理由にその訴訟手続の中止の申立てをしたときは、裁判所は、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまでその訴訟手続を中止しなければならない。

2 前項の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、中止の理由が消滅したとき、その他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことができる。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第七十三条（再審の請求期間）、第七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）並びに第七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「第三十一条第一項、第三十一条の二第一項本文」とあるのは、「実用新案法第三十八条第一項、第三十八条の二第一項本文」と、「第三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは、「第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「第六十八条」とあるのは、「同法第四十条及び第四十条の二」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(新設)

(両罰規定)



<p>第六十一条 (略)</p> <p>一 第五十六条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。</p>	<p>第六十一条 (同上)</p> <p>一 第五十六条 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 (同上)</p> <p>(新設)</p>
---	--

新	旧
<p>（特許法の準用）</p> <p>第四十一条 特許法第百四条の二から第百五条の六まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。</p> <p>（秘密保持命令違反の罪）</p> <p>第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>（両罰規定）</p> <p>第七十四条（略）</p> <p>一 第六十九条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。</p>	<p>（特許法の準用）</p> <p>第四十一条 特許法第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。</p> <p>（新設）</p> <p>（両罰規定）</p> <p>第七十四条（同上）</p> <p>一 第六十九条 一億円以下の罰金刑</p> <p>二（同上）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>（設定の登録前の金銭的請求権等） 第十三条の二 1～4（略）</p> <p>5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百四条の三から第百五条の二まで、第百五条の四から第百五条の六まで及び第百六条、第五十六条第一項において準用する特許法第百六十八条第三項から第六項まで並びに民法第七百九十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及び加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許法の準用） 第三十九条 特許法第百三条（過失の推定）、第百四条の二から第百五条の六まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。</p> <p>（商標に関する規定の準用） 第六十八条 1・2（略）</p>	<p>（設定の登録前の金銭的請求権等） 第十三条の二 1～4（同上）</p> <p>5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百五条、第百五条の二及び第百六条並びに民法第七百九十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及び加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許法の準用） 第三十九条 特許法第百三条（過失の推定）及び第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。</p> <p>（商標に関する規定の準用） 第六十八条 1・2（同上）</p>

<p>3 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条、第三十九条において準用する特許法第四百条の三及び第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>3 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条及び第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。</p> <p>4・5 (同上)</p>
<p>(秘密保持命令違反の罪)</p> <p>第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第四百条の四第一項の規定(第十三条の二第五項において準用する場合を含む。)による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(両罰規定)</p> <p>第八十二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七十九条、第八十条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。</p>	<p>(両罰規定)</p> <p>第八十二条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 第七十九条又は第八十条 一億円以下の罰金刑 (新設)</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p>（書類の提出等）                  第六条 1・2（略）</p> <p>3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。</p> <p>4 前三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。</p> <p>（秘密保持命令）                  第六条の四 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外で使用する、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。</p>	<p>（書類の提出等）                  第六条 1・2（同上）</p> <p>（新設）                  3 前二項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。</p> <p>（新設）</p>

- 1 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第六条第三項の規定により開示された書類又は第六条の七第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
  - 2 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。
- 2 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一 秘密保持命令を受けるべき者
  - 二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
  - 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。
- 4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。
- 5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（秘密保持命令の取消し）

第六条の五 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

（新設）

- 2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならぬ。
- 3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

- 第六条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手續を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手續を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

(新設)

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(当事者尋問等の公開停止)

第六条の七 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であるとき、あると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行う

(新設)



<p>第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 前条第一項第一号、第二号又は第七号 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 前条第一項第六号の二 一億円以下の罰金刑</p> <p>2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第六号の二の罪に係る同条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。</p>	<p>ときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>六の二 秘密保持命令に違反した者</p> <p>七 (略)</p> <p>2 前項第三号から第六号の二までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為(第三号から第六号までの違反行為を除く。)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十四条 (同上)</p> <p>一 一六 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (同上)</p> <p>2 前項第三号から第六号までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>3 (同上)</p>

新	旧
<p>（書類の提出等）</p> <p>第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。</p> <p>4 前三項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。</p> <p>（秘密保持命令）</p> <p>第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四</p>	<p>（書類の提出等）</p> <p>第百十四条の三 裁判所は、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>3 前二項の規定は、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。</p> <p>（新設）</p>

- 項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。
- 一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四条の三第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
  - 二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。
- 2 | 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 秘密保持命令を受けるべき者
  - 二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
  - 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 3 | 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。
- 4 | 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。
- 5 | 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をする

ことができる。

(秘密保持命令の取消し)

第百十四条の七 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令を取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令

(新設)

(新設)

<p>を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の請求を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の請求を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。</p> <p>3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。</p> <p>第二百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二百二十三条 第一百九条、第二百十条の二第三号、第二百十一条の二及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二百二十四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二百二十二条の二 一億円以下の罰金刑</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第二百二十三条 第一百九条、第二百十条の二第三号及び第二百十一条の二の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>2 (同上)</p> <p>第二百二十四条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p>

新	旧
<p>（出願公開の効果等） 第十三条の三 1～3（略）</p> <p>4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二（訴訟手続の中止）、裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。）第四百四条の二から第四百五条の二まで（<u>具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び損害計算のための鑑定</u>）、<u>第四百五条の四から第四百五条の七まで（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止）及び第六十八條第三項から第六項まで（訴訟との関係）並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。</u>この場合において、当該請求権を有する者が当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許法の準用） 第三十条 特許法第百三条（過失の推定）、<u>第百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）並びに平成十六年改正特許法第百五条の四から第百五条の七まで（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、</u></p>	<p>（出願公開の効果等） 第十三条の三 1～3（同上）</p> <p>4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二及び第百五条（訴訟手続の中止及び書類の提出）並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許法の準用） 第三十条 特許法第百三条（過失の推定）、<u>第百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。</u></p>

訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止)の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

(特許法等の準用)

第四十八条の十三 (略)

2 第十三条の三第二項から第四項まで及び特許法第八十四条の十第一項(国際公開及び国内公表の効果等)の規定は、国際実用新案登録出願についての国際公開及び国内公表に準用する。

3~5 (略)

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項(第十三条の三第四項(第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条において準用する特許法第一百一十一条第二項第二号、第三十七号第二項(第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第二百二十五条、第四十四条、第四十五条において準用する特許法第七十六条、第四十九条第一項第一号、第五十三条第二項において準用する特許法第九十三条第二項第五号若しくは特許法第八十条第一項第二号、第四号若しくは第五号又は次の表の第一欄に掲げる規定において、同欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定において若しくは同表の第一欄に掲げる規定において準用する同表の第二欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲

(特許法の準用)

第四十八条の十三 (略)

2 特許法第八十四条の十(国際公開及び国内公表の効果等)の規定は、国際実用新案登録出願についての国際公開及び国内公表に準用する。

3~5 (略)

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項(第十三条の三第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条において準用する特許法第一百一十一条第二項第二号、第三十七号第二項(第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第二百二十五条、第四十四条、第四十五条において準用する特許法第七十六条、第四十九条第一項第一号、第五十三条第二項において準用する特許法第九十三条第二項第五号若しくは特許法第八十条第一項第二号、第四号若しくは第五号又は次の表の第一欄に掲げる規定において、同欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定において若しくは同表の第一欄に掲げる規定において準用する同表の第二欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定においてそれぞれ準用する同表の第四欄に掲げる規

げる規定においてそれぞれ準用する同表の第四欄に掲げる規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第四十一条		特許法第五十九条第三項	特許法第五十二条第三項
第四十一条		特許法第六十一条の三第三項	
第四十五条	特許法第七十四条第一項	特許法第五十九条第三項	

第四十一条		特許法第三百十二条第一項
第四十五条	特許法第七十四条第三項	

(侵害の罪)

定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第四十一条		特許法第五十九条第三項	特許法第五十二条第三項
第四十一条		特許法第六十一条の三第三項	
第四十五条	特許法第七十四条第一項	特許法第五十九条第三項	
第四十八条の十三第二項	特許法第八十四条の十第二項	特許法第六十五条の三第四項	
第四十一条		特許法第三百十二条第一項	
第四十五条	特許法第七十四条第三項		

(侵害の罪)



<p>第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は<u>三百万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p>
<p>2 第十二条第一項の権利又は第四十一条において準用する特許法第五十九条第三項若しくは第六十一条の三第三項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第三項において、それぞれ準用する同法第五十二条第一項の権利を侵害した者は、当該実用新案権の設定の登録があつたときは、三年以下の懲役又は<u>三百万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>2 第十二条第一項の権利又は第四十一条において準用する特許法第五十九条第三項若しくは第六十一条の三第三項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第三項において、それぞれ準用する同法第五十二条第一項の権利を侵害した者は、当該実用新案権の設定の登録があつたときは、三年以下の懲役又は<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p>
<p>3 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>(詐欺の行為の罪)</p> <p>第五十七条 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は<u>百万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>3 前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。</p> <p>(詐欺の行為の罪)</p> <p>第五十七条 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は<u>十万円</u>以下の罰金に処する。</p>
<p>(虚偽表示の罪)</p> <p>第五十八条 第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は<u>百万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>(虚偽表示の罪)</p> <p>第五十八条 第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は<u>十万円</u>以下の罰金に処する。</p>
<p>(秘密を漏らした罪)</p> <p>第六十条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は<u>五十万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>(秘密を漏らした罪)</p> <p>第六十条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は<u>五万円</u>以下の罰金に処する。</p>
<p>(秘密保持命令違反の罪)</p> <p>第六十条の二 第十三条の三第四項(第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。 )及び第三十条においてそれぞれ準用する平成十六年改正特許法第五十五条の四第一項の規定による命令に違反した者</p>	<p>(新設)</p>

<p>は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金を、その人に対して各本条の罰金を科する。</p> <p>一 第五十六条第一項又は前条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑</p> <p>三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑</p> <p>2 前項の場合において、当該行為者に対してした第五十六条第三項又は前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。</p>	<p>(両罰規定)</p> <p>第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金を科する。</p> <p>(新設)</p>
---	---

新			旧		
附則					
（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）					
第四条（略）					
<p>2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>					
第七條の二 第二項	（略）	（略）	第七條の二 第二項	（同上）	（同上）
第三十七條	（略）	（略）	第三十七條	（同上）	（同上）
第三十九條 から第四十 一条まで	（略）	（略）	第三十九條 から第四十 一条まで	（同上）	（同上）
附則					
（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）					
第四条（略）					
<p>2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>					
第七條の二 第二項	（同上）	（同上）	第七條の二 第二項	（同上）	（同上）
第三十七條	（同上）	（同上）	第三十七條	（同上）	（同上）
第三十九條 から第四十 一条まで	（同上）	（同上）	第三十九條 から第四十 一条まで	（同上）	（同上）

第四十七条 第二項	第四十八条 の十二第二 項	第四十八条 の十二第二 項	第五十条の 二	第五十五条 第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四十七条 第二項	第四十八条 の十二第二 項	第四十八条 の十二第二 項	第五十条の 二	第五十五条 第二項	第五十六条 第一項及び 第二項	第五十六条 第三項	第五十七条 及び第五十 八条
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	三十万円	前二項	十万円
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	三百万円	前項	百万円

3・4 (略)

別表第九号	別表第五号
(略)	(略)
(略)	(略)

3・4 (同上)

別表第九号	別表第五号	第六十一条	第六十条
(同上)	(同上)	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金を科する。	五万円
(同上)	(同上)	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑 二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑 三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑	五十万円

新	旧
<p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十九条第二項（関稅定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関稅法第九十九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第一百十二条第一項（関稅法第九十九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第一百九条から第二百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号（同法第十一條第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>四、十（略）</p>	<p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十九条第二項（関稅定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関稅法第九十九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第一百十二条第一項（関稅法第九十九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第一百九条から第二百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条（同法十一条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>四、十（同上）</p>